

## 別表1(第9条の2関係)事業実施計画の審査基準及び採択加算ポイント

### 【採択要件】

- ① 事業実施計画が省力・軽労型生産体系の確立に寄与する内容であること。
- ② 事業実施計画の事業量が、本事業の目標達成に資する適切なものであること。
- ③ 県普及組織の指導の下、補助対象機械設備等を用いた実証試験を実施する計画であること。
- ④ 導入する機械設備等が、既存機械設備等の更新を目的としたものではないこと。  
 ※更新とは、既存設備の更新でないことを指す。なお、既存設備から機能向上が図られる場合は更新ではないとするが、それを証明する資料を添付すること。

### 【採択加算ポイント】

<b>1 現状の露地野菜栽培面積(ha)</b>		
2ha 以上		10 ポイント
1.5ha 以上 2ha 未満		8 ポイント
1.0ha 以上 1.5ha 未満		6 ポイント
0.5ha 以上 1.0ha 未満		4 ポイント
0.5ha 未満		2 ポイント
<b>2 産地での農作業の分業化(作業受託等)に資する取組であるか</b>		
認められる		5 ポイント
認められない(作業の軽労化のみ)		0 ポイント
<b>3 事業実施計画の取組メニュー</b>		
※複数該当の場合は一番高いポイントを加算		
以下の機械の導入を伴う事業		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ドローン</li> <li>・畝立て整形機</li> <li>・播種機</li> <li>・ブームスプレーヤー防除機</li> <li>・マルチャー</li> <li>・移植機</li> <li>・アシストスーツ</li> <li>・マルチスプレーヤー</li> <li>・包装機</li> <li>・(出荷作業用)調製機</li> <li>・野菜洗浄機</li> <li>・選別機</li> </ul>		10 ポイント
上記以外		5 ポイント